第六十八南極特別保護地区	十一～十六　（略）
第六十九～七十一南極特別保護地区	（略）
第七十二南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五～十一　（略）
第七十三南極特別保護地区	（略）
第七十四南極特別保護地区	一～二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四～七　（略）
第七十五南極特別保護地区	（略）

第六十八南極特別保護地区	十一～十六　（略）
第六十九～七十一南極特別保護地区	（略）
第七十二南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五～十一　（略）
第七十三南極特別保護地区	（略）
第七十四南極特別保護地区	一～二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四～七　（略）
第七十五南極特別保護地区	（略）

南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種	五メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）	
十一～十六　（略）	

附　則

この省令は、平成二十八年八月三十日から施行する。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年８月22日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区（地方）	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成28年	ＣＫＵ－2016－21	宇土	デジタル	249枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2016－22	西原２	〃	166枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2016－23	小国	〃	146枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2016－24	湯布院	〃	188枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2016－25	竹田	〃	564枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2016－27	熊本断層	〃	107枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2016－28	熊本	〃	92枚

備考　空中写真の刊行日　平成28年８月23日